

住宅性能証明

注)下記料金は消費税込です。

令和6年7月1日 改定

住宅性能証明書発行業務における料金(税込)は、以下に掲げる設計審査手数料と現場審査手数料を合算した金額といたします。

設計審査手数料

● 設計住宅性能評価書(耐震等級2以上、免震建築物、断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上※、高齢者等配慮対策等級3以上のいずれか)を当社にて取得したもの	設計審査省略	
	¥0	
● フラット35Sの適合証明(省エネルギー性※、耐震性又はバリアフリー性のいずれか)を当社にて取得する場合		
● 確認済証が当社にて交付されたもの(耐震等級2以上)	¥10,000	
上記以外の場合	一戸建ての住宅	¥50,000
	共同住宅等	¥50,000/戸

※ 令和5年末までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上

現場審査手数料(新築住宅)

()は他の制度の検査と同時に兼用して行うことができる場合。

	基礎配筋工事	躯体工事完了時	断熱材施工完了時	竣工時
断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級	×	×	¥20,000 (¥10,000)	¥20,000 (¥10,000)
耐震等級又は免震建築物	¥20,000 (¥10,000)	¥20,000 (¥10,000)	×	¥20,000 (¥10,000) ※
高齢者等配慮対策等級	×	×	¥20,000 (¥10,000)	¥20,000 (¥10,000)

遠隔地の場合は、別途料金がかかります。

※ 検査済証の提出により竣工時の検査は免除されます。

現場審査手数料(既存住宅)

● 設計住宅性能評価書(耐震等級2以上、免震建築物、断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上※、高齢者等配慮対策等級3以上のいずれか)を当社にて取得したもの	現況検査
	¥20,000
● フラット35Sの適合証明(省エネルギー性※、耐震性又はバリアフリー性のいずれか)を当社にて取得する場合	
● 確認済証及び検査済証が当社にて交付されたもの(耐震等級2以上)	
上記以外の場合は、原則として業務の取り扱いの対象外とさせていただきます。 (ただし、建設住宅性能評価書を当社にて取得したものについては、上記以外であっても証明書を交付できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。)	

遠隔地の場合は、別途料金がかかります。

※ 令和5年末までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上